**ご本人の状態に即した個人情報の取り方やサービスの検討状況について**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第1段階 | | 第２段階 | | 第３段階 | 第４段階 |
| ご本人の状態 | ◆病識 | | | | | |
| 気づきなし[障がいに全く気づいていない] | 知的気づき[言葉や症状を知識として知っている] | | 体験的気づき  [体験と知識が結びつき障がいを実感できている] | 予測的気づき  [障がいを理解し、予測して行動できている] |  |
| ◆障がい受容 | | | | | |
| ショック  [障がいについて人から言われても否定する、障がいによる不具合・支障を自分以外の人･物のせいにする]　等 | 回復への期待  [まだまだ回復すると思うため障がいに目を向けようとしない]　等 | | 混乱と苦悩  [自分を責める、障がいがある(ありそう)と思う気持ちと、ないと思いたい気持ちとが行きつ戻りつしている]　等 | 適応への努力  [障がいによる変化を少しだが受入れ始め、今の自分の状態で出来ることを探し始めている。代償手段・福祉サービス等の利用を渋々だが受入られる]　等 | 適応  [障がいによる変化を受入れ、今の自分の状態で活き活きと過ごしている。代償手段・福祉サービス等の利用を前向きに進んで受け入れられる]　等 |
| ＊第1～第4段階へ一方向に進むとは限らず、状況等に応じ行きつ戻りつしながら、徐々に段階が進みます。 | | | | | | |
| 個人情報に係る同意 | 本人の同意望めず | | | 他機関への提供に関し、利用契約締結時に同意を確認 | 同左 | 同左 |
| 個人情報同意の取り方 | [個人情報に係る同意]  　ご本人の障がい受容等がまだ十分でないため、行政が支援者に情報提供する要となり、各々の行政機関の個人情報保護条例の本人収集及び目的外提供の例外項目の範囲内で対応。 | | | [個人情報に係る同意]  利用契約時に説明し同意を取る | [個人情報に係る同意]  同左 | [個人情報に係る同意]  同左 |
|  |  | | |  |  |  |
| サービス検討状況 | サービス（見守り等のインフォーマル含む）に繋がらず、ご家族が介護に行き詰まり切羽詰まった状況等で、ご本人への促しと、どのようなサービスであれば意向に沿うか、又それにふさわしいサービスと受入れ事業所があるか検討するための調整が必要 | | | ご家族等の状況をみて、ご本人もサービスを受けることに同意するが、まだ、自らサービスを選択したという段階ではない。 | 障がいについて少しだが考えられるようになり、ご本人の今の状況でどのようなサービスなら受けられるか自ら考えられるようになる段階 | 障がいについて一定受け入れられ、自身の将来を見据え次へのステップアップをしようと前向きにサービス利用を考えられる段階 |
| 支援者全体の調整役 | ◆行政[市町村:福祉事務所、基幹相談支援C,委託相談事業所、府:障がい者自立相談支援C] | | | ◆行政  ◆相談支援専門員  ◆ケアマネージャー | 同左 | 同左 |

【参考】大阪府個人情報保護条例における考え方

１．本人収集原則の例外：①家族、福祉事務所等から受ける当事者の支援に係る相談、②支援に際し医療機関や家族から当事者の医療情報を入手する必要がある場合であって、本人同意が取りがたい場合⇒［条例第７条第３項第７号を適用し、本人同意なしで情報収集可能］

２．目的外利用・提供の禁止：当事者に関する個人情報を、福祉事務所等に情報提供する必要がある場合であって、本人同意が取りがたい場合⇒［障がい者総合支援法等の関係法令の規定により、都道府県が行う相談支援等において関係機関に個人情報を提供することは、個人情報の目的内利用・提供に当たるため、条例第８条第２項第２号を適用し、本人同意なしで情報提供可能］

使たらええで帳活用例

１．病識がないためサービスを拒む方に対し、医療機関と基幹Cとが連携して障がい受容に寄り添い、障がい福祉サービスに繋いだ事例

ご本人

発症

発症後1年

病院退院、自宅へ

発症後約5年

日中活動検討

[生活介護へ]

発症後1年半

通院でリハ開始。[通院同行S]

発症後3年

余暇支援検討

[障がい者ｽﾎﾟｰﾂCへ]

基幹C

病院MSW

病院セラピスト

基幹C

S事業所

指定特定

S事業所

病院セラピスト

基幹C

S事業所

|  |  |
| --- | --- |
| **事例の概要** | １８歳の時に交通事故により頭部外傷した男性。左半身の麻痺があり、歩行は不安定。身体障がい者手帳2級所持。注意障がいや意欲低下により動作が止まってしまうため、食事に2時間程度要するなど、生活上の動作全般に時間がかかることもあり、日常生活全般に、声かけ・介助が必要である。また自発的に話すことが少なく、応答に時間を要する（失語症の症状は特になし）。兄弟に対しての暴言や、公共の場で他者の嫌がる発言をすることもある。回復期病院にて高次脳機能障がいの診断を受けているが、精神障がい者保健福祉手帳はご本人の拒否により申請はしていない。  　回復期病院では、ご本人のリハビリ意欲が乏しく、「退院後の通院リハビリは厳しい」と判断される。退院して自宅に戻るのに際し（発症後1年）、日中一人になることから回復期病院MSWから基幹相談支援センターに退院後の支援の依頼があった。 |
| **支援経過及び具体的な支援・使たらええで帳の活用内容** | 基幹相談支援センターの相談支援専門員がご本人、ご家族のニーズや状況をアセスメント＜①「全体支援経過表」、「本人情報」を相談支援専門員が記入。「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を回復期病院が記入＞。  ご本人は、もともとあり余る元気で周囲が手を焼いており、友人と遊びまわっていた末の事故であったこと、障がいの認識ができていないことから、今すぐに日中活動などの障がい福祉サービスの利用は難しいと判断。ご本人に、大きな事故に遭って入院によるリハビリは終え退院したが、日常生活を送るためにも引き続きリハビリを受けた方が良いことを伝える。ご本人も体が思うように動かせないことはわかっており、「リハビリは受けたい」との意向を示したため、近くの医療機関に通院によるリハビリを打診。週2回リハビリの利用を始めた。（発症後1年半）。  相談支援専門員が、通院の付き添いができないというご家族の状況を踏まえ、通院同行のサービス利用を勧め、利用開始。  　相談支援専門員は、通院先医師やセラピスト、通院同行の事業所ヘルパーと連絡を取り合い、ご本人の状況を把握。並行して、ご本人の暴言等によるご家族の負担感を軽減するため、母と月1回継続的に面接を実施。通院先から得た対応方法のヒントをヘルパーに伝えることも併せて行った＜②セラピストが記入した「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用＞。  　ご本人はリハビリを受ける中で、体を動かすことに対して意欲的に取り組む様子を見せているとの情報をセラピストから得た相談支援専門員は、余暇支援のサービス利用を検討する。（発症後3年）＜③「全体支援経過表」「本人情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用し、月1回（母との面接に合わせて）相談支援専門員が中心になって情報収集し共有。＞。  最初は近場の散歩などからはじめて、徐々に行き先も増やしていき、いまでは障がい者スポーツセンターなど、外出を楽しめようになってきた。まだ食事に２時間近くかかったり、いろいろとこだわりがあったりするものの、定期的に継続してサービスを利用していく中で、ヘルパーとの関係性も徐々に積み上がってきている。  また、障がい者スポーツセンターでは、高次脳機能障がいの人が集まり、一緒に活動をする時間があり、その時間帯に利用することで、ご本人が他の高次脳機能障がいの人と交流する機会を設けた。その交流を通して、ご本人と同じような状態の同世代の仲間ができ、ご本人の障がい認識が高まり、今の状況を受け入れ始めた。その結果、リハビリにも意欲的に取り組むことが増え、また暴言や他人が嫌がる発言をすることなどが少なくなり、日常動作に時間はかかるものの、声かけで切り替えができるようになってきており、ご家族の負担感も減ってきた。＜④通院リハ時、ご本人とセラピストで「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用し、障がい状態を確認＞。  発症から約5年後、ご本人の障がい認識が高まったことを受け、日中活動の場を検討。指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、生活介護事業所の利用を開始する。現在は生活介護を週4日、移動支援を週1日というペースで、継続的に福祉サービス利用をするまでに至っている＜⑤「全体支援経過表」「本人情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用し情報共有＞。  生活介護事業所では、対人面ではあまり刺激を増やさないよう少人数での活動の場を設定したり、日常動作の声かけをする等の配慮点を職員間で、情報共有し、支援にあたった＜⑥「配慮してほしいこと」を参考に支援を検討し、職員間で情報共有＞。  また、通所開始から１か月間の行動を観察し、ご本人の事業所内での状態をアセスメントした＜⑦「高次脳機能障がい確認リスト」「生活の大変さ指標」を活用＞。その後、事業所では、ご本人・ご家族の希望とすりあわせて個別支援計画を立てた。また、ご本人が好きな体を動かすレクリエーションを取り入れながら意欲を引き出し、安定して通所できるよう配慮している。  徐々に他の人がやっている軽作業や創作活動にも興味を示し、まだ日によって波はあるが、一定時間集中して取り組むことが可能になってきている。  事業所からご家族にも定期的に連絡を取り、家庭での様子の聞き取りを行うとともに、事業所での様子をご家族に伝えるなど情報を共有し、支援に役立てている＜⑧「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用＞。 |

２．障がい受容が不十分な方に対し、市町村と基幹Cが就労ニーズに対して専門機関と連携するとともに障がい受容に寄り添い、障がい福祉サービスに繋いだ事例

ご本人発症。

病院退院、自宅へ。

通院でリハ開始

発症後半年

身障手帳申請。

ハローワークへ

障害者職業Cによる職業評価

発症後3年半

通院リハ終了

[就労移行支援へ]

発症後1年半

1人暮らし開始。[ホームヘルプ]

近隣とのトラブル

社協CSW見守り開始。

市町村担当

基幹C

発症後2年半

地活Ｃ利用開始。⇒約1年で中断。

病院医療職

病院医療職

発症後５年

障害者職業C再職業評価[就労継続支援Ｂ型へ]

地活C

指定特定

市町村担当者

基幹C

市町村担当

指定特定

S事業所

S事業所

指定特定

基幹C

ハローワーク

|  |  |
| --- | --- |
| **事例の概要** | 23歳の時に交通事故により発症した男性。回復期病院にてリハビリを実施。病院から後遺症について説明したものの、取り紛れていてご本人もご家族も記憶していない。左上肢麻痺はあるものの身体面の機能が概ね回復したため、発症後3か月で退院となった。  発症から6か月後、父が身障手帳の申請に市役所に行った際、障がい福祉課職員が発症原因を確認。交通事故による頭部外傷であることを聞き取ったため、記憶面等で発症前との違いをご家族に確認すると、数分前にした会話も忘れていることがあるとのエピソードが聞かれたため、高次脳機能障がいの可能性を指摘し、診断できる医療機関を紹介。高次脳機能障がいと診断される。週2回通院でのリハビリを受けることになる。身障手帳5級取得。高次脳機能障がいとしては、注意障がいや記憶障がいが顕著であるが、易怒性がありご家族への暴言や物を壊したりする様子もあった。 |
| **支援経過及び具体的な支援・使たらええで帳の活用内容** | 母はご本人の障がいを受け入れられず、「この子は、やればできる子なんで、働くことだってできる」と言い続ける。ご本人も障がいの認識は難しく、アルバイトなどで働くもうまくいかず、転職を繰り返していた。その状況を聞いた障がい福祉課職員がハローワークに相談するよう勧める。相談を受けたハローワークの支援員が障害者職業センターでの職業評価を勧め、判定を受ける。その結果を受け、本人、ハローワーク支援員、障がい福祉課職員で、「今は就労の段階ではないのでは」と話し合った。  その後、母からの就労へのプレッシャーなどからイライラすることが多くなり、父に対して手を挙げるといったことがある。父に対してどうしても暴言や暴力が出てしまうことに落ち込んでいるご本人の様子をみた障がい福祉課職員が、ご本人、ご家族と相談し、ご本人は実家近くで一人暮らしすることとなる（発症から1年半後）。  一人暮らし開始に当たり、経験不足により調理や洗濯等を一人で行うことが難しかったため、ご本人も障がい福祉サービスの利用を受け入れる。指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画を作成し週3回のヘルパー利用を開始。＜①相談支援専門員、障がい福祉課職員が協力して「全体支援経過表」「本人情報」を作成。ご本人の同意を得て通院先セラピストに「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を記入してもらう＞。  併せて、母にご本人の障がいを受け入れてもらうため、市内にある家族会に参加するよう促した。  衝動性コントロールの難しいご本人と指定特定相談支援事業所の相談支援専門員との関係が悪化したため、基幹相談支援センターに相談し、基幹相談支援センターの相談支援専門員がともに支援をしていくこととなった。  衝動性コントロールが難しく落ち込んでいるご本人の精神面を心配した基幹相談支援センターは、障がい福祉課、主治医と相談。基幹相談支援センターが月1回継続してご本人の面接を行うこととなった。隣の家の子どもの声が気になりトラブルになるなど、近隣とのトラブルが増えたため、障がい福祉課職員から社会福祉協議会CSWに見守りを依頼。近隣トラブルの際にもCSWが調整するなどの協力を得た。  発症から2年半後、ご本人の就労への希望は高いものの生活リズムが整っていないため、基幹相談支援センターの相談支援専門員の勧めにより地域活動支援センターの利用を開始。地活では利用者間のトラブルが絶えず、主治医の助言を参考に、ご本人、地活支援者、障がい福祉課職員、相談支援専門員と何度もケア会議を重ねるが、利用継続は難しいとのことで、1年ほどで利用中断となる＜②「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」「生活の大変さ指標」を活用し、ケア会議で情報共有＞。  主治医から、ご本人の就労ニーズを踏まえ、しっかりと作業に取り組める環境のほうが良いのではないかとの助言を得て、通院リハビリを終了し、就労移行支援事業所の利用を開始する。ご本人は作業には取り組むものの、集中力の継続が難しいこと、疲れやすくミスも多いこと、次の作業工程が覚えられず行動が停止することなどがある＜③「全体支援経過表」「本人情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」「生活の大変さ指標」を活用し情報共有＞。  就労移行支援事業所職員との振り返りでは、ご本人が就労に向けての課題を受け入れられない様子があり、また、うまくいかないことが積み重なり事業所内でのトラブルが増える。ご本人、主治医、支援者で話し合い、障害者職業センターで再度評価を受けることとなった。再評価の結果も「今は就労の段階ではない。しっかりと就労に向けた訓練をしたほうが良い」との評価であった（発症後5年）。  評価を受け、ご本人、支援者、主治医で話し合い就労継続支援B型事業所への通所に変更。作業が簡単な内容になったこともあり、ご本人の混乱が少なくなり、上手くいくことが増える。B型事業所職員も上手くできたことを中心に振り返りを積み重ねていった。また、モニタリング時に、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がともに面談する際にも、上手くいったことを話題の中心に取り上げていくことで、上手くいかないことへのふり返りもできるようになり、少しずつ自分の状態を受け入れられるようになってきた。  発症から7年経った現在、通所先では、イライラすることがあるものの、職員の促しによって少しずつ切り替えができるようになってきており、トラブルもほとんどなくなってきた。3か月に1回のモニタリング時にご本人、支援者が集まり、ご本人の状況を共有し、一致した対応ができるよう、連携しながら支援を行っている。また母もご本人の障がいを受け入れることができるようになり、日々ご本人なりに生活をしていることを肯定的に受け止められるようになり、父母との関係性も改善してきている＜④モニタリング時「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用＞。 |

３．就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、医療機関等が連携し、ご本人のニーズと就職先の求める職業能力とに折合がつくよう調整を図った事例

ご本人発症。

3月後病院退院、自宅へ。

退院後

通院でリハ開始。

回復期⇒かかりつけ医療機関へ情報提供

発症後3年半障がい者枠で就労[職場定着支援]

発症後1年半

ハローワーク⇒就ポツのアセスメント

障害者職業Cの職能評価

⇒就労移行支援通所開始

通院先

就労移行

発症後2年半

ご本人障がいに一定の気づき⇒ご本人と状態像共有

回復期

就ポツ

ハロ-ワ-ク

通院先

就労移行

ハロ-ワ-ク

就ポツ

就労移行

|  |  |
| --- | --- |
| **事例の概要** | 相談時４０代後半（飲食店自営）の男性。家族は妻(パート勤務)、長男(就労)、長女（学生）とご本人の４人家族。脳梗塞を２度発症し、急性期病院で手術、回復期病院でのリハビリを経て退院し自宅に戻る。ADLは自立しているが、軽度の身体障がいと記憶障がいが残存し、回復期病院で高次脳機能障がいの診断を受ける。退院後、一旦家業に復帰するが、「手が震えて字がうまく書けない、言葉がすぐに出てこずうまく話せない、体のバランスが悪く動作も緩慢、仕事内容が覚えられない」等の症状のため、接客を伴う仕事の継続は難しいと判断し店をたたんだ。  ご本人は、再度飲食業の職に就きたいという気持ちが強く、就職活動のためハローワークの障がい担当の専門員に相談。精神障がい者保健福祉手帳の取得をすすめられる。近くの医療機関に通院し、リハビリ訓練を受ける。発症から半年後、精神障がい者保健福祉手帳申請の診断書を作成してもらい2級の手帳を取得。ご本人は障がい者枠での就労を希望しており、ハローワークから地域の就業・生活支援センターにつながる。 |
| **支援経過及び具体的な支援・使たらええで帳の活用内容** | 近くの医療機関でリハビリ訓練を受ける際、主治医がご本人を通じ回復期病院から診断結果等の情報を得た。＜①「医療情報提供依頼」により提供を求め、回復期医療機関から診療情報提供書及び看護サマリー、リハビリサマリーが提供される＞。  発症から1年半後、ハローワークからつながった就業・生活支援センターの担当の就業支援員が、ご本人のニーズや状況のアセスメントをする。＜②「全体支援経過表」、「本人情報」、「就労情報」を活用＞。  就業・生活支援センターの就業支援員が同行し、障害者職業センターにて職業評価を受ける。結果、記憶面で細かな点を思い出せない、注意力の面で複数のことを同時に行うのが困難、易疲労性があり考えながら作業をすると疲れが生じやすいこと等がわかった。ご本人と障害者職業センターの職業カウンセラーと就業・生活支援センターの就業支援員が話しあい、すぐに就労を目指すのでなく、一定期間の訓練を経験した方がよいとの助言を受け、就労移行支援事業所に通所を開始する。＜③「全体支援経過表」、「本人情報」、「就労情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用し情報共有＞。  この間も近くの医療機関のリハビリには週に1回通っており、就労移行支援事業所からの情報提供の依頼をうけ、医療機関のセラピストが、リハビリ計画による評価から障がいの状態に関する情報を提供。＜④「高次脳機能障害がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用＞。  発症後２年半がたち、ご本人は記憶・言語面等の障がいについて気づきが出始めるが、思うように手が動かせなかったり、作業訓練で一度に二つの動作が苦手だったりすることでいら立ちを見せることもあった。職業センターの職業評価の結果や就労移行支援事業所のアセスメントを参考に、「メモや手順書をみての作業の仕方を身につける」、「こまめに休憩をとる」、「いらいらしたときのストレスの発散方法を考える」などに取り組んだ。就労移行支援事業所の担当支援員が、ご本人が一定病識を持ち、障がいに対する認識も得たタイミングで、ご本人と障がいの状態について共有した。＜⑤「高次脳機能障がい確認リスト」を記入＞。  また、就労移行支援事業所でのグループワーク参加によって、同じ障がいの仲間と交流することで、自分に合う仕事は何かを考える機会となった。就職に向かっての実習では、作業をしながら、自分のできている部分と苦手な部分を整理していった。倉庫作業や工場の実習に行き、実習先からの評価を受けて就労する上での課題を聞き、就労支援員の助言を受けながら振り返りを続けた。  ハローワークや就業・生活支援センター、就労移行支援事業所が連携して支援にあたる中で、現在の自分の状況に合致している仕事のイメージを持てるようになり、指先の細かい作業を求められない職種を選ぶようにした。  発症後３年半後の現在、障がい枠の嘱託職員として就労している。職場に定着するまでジョブコーチが入り、職場内の環境調整を行った。＜⑥「就労情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を就労先と情報共有＞。  就業・生活支援センターの就業支援員が定期的に職場訪問をし、就労先とご本人とともに顔を合わせて現状の確認をするなどアフターフォローをしている。＜⑦「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」の活用＞。 |

４．ご家族の在宅支援に入ったケアマネージャーが市町村に繋ぎ、基幹Cが障がい福祉サービス事業所にご本人の障がいの状態について助言している事例

ご本人18年前発症。母入院により

一人暮らしに

母入院先に訪問し聴き取り

モニタリング時に情報共有。基幹Ｃがご本人の状態像に関し、指定特定とＳ事業所に助言

[ホームヘルプ]開始。指定特定の依頼により基幹Ｃが後方支援

サービス等利用計画作成にあたり、主治医に情報提供求める

基幹C専門員

母ケアマネ

基幹C

指定特定

病院医療職

基幹C

S事業所

指定特定

基幹C

指定特定

S事業所

|  |  |
| --- | --- |
| **事例の概要** | ２２歳で交通事故による頭部外傷で高次脳機能障がいを有することとなった男性（現在４０歳）。自宅で両親と暮らしていたが、父は10年前に他界し、母と二人暮らし。ご本人は、ADLには特に問題はないものの、失語症があり、高次脳機能障がいによる遂行機能障がいにより、見通しが立てられず、指示がなければ行動できない。（リハビリを受けた病院で高次脳機能障がいの診断書交付ずみ）  母は、「この子は何もできないのだから、全て周りの人間が世話してあげないといけないんです」と、これまでご本人の生活の一部始終の面倒をみてきておられた。月に1回の病院受診が唯一外出する機会となっている。  　キーパーソンだった母が高齢のため介護が必要になり、かつ、病院に入院する必要が生じたため、残されたご本人の生活がたちまち成り立たなくなると感じた母のケアマネージャーが市の障がい福祉課に相談し、市担当者が基幹相談支援Cにつないだ。 |
| **支援経過及び具体的な支援・使たらええで帳の活用内容** | 基幹相談支援Cの相談支援専門員がご本人への聴き取りと、キーパーソンである母の入院先をケアマネージャーとともに訪れて聴き取りを行い、ご本人の状況について整理。＜①「全体支援経過表」、「本人情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」＞に記入。  ご本人から、母がいなくなると一人で生活するのが不安ということを聞き、ホームヘルプサービスの説明をすると、利用を承諾。障がい支援区分認定を受けた。基幹相談支援センターが、指定特定相談支援事業所につないだが、指定特定相談事業所から高次脳機能障がいの方の支援経験があまりなく助言をしてほしいとの依頼があったため、基幹相談支援センターが後方支援を行うこととなった。＜②「全体支援経過表」、「本人情報」「高次脳機能障がい確認リスト」「配慮してほしいこと」を活用＞  指定特定相談支援事業所が居宅介護事業所と調整し、サービス等利用計画を作成、利用開始。  その間、主治医の診断結果等の情報を得るため、ご本人を通じ主治医から診断結果等の情報を得た。＜③「医療情報提供依頼」により診療情報等の提供を求め、主治医からは診療情報提供書が提供される＞。  サービス利用開始後のモニタリング時において、指定特定相談支援事業所及び基幹相談支援センターの相談支援専門員と、居宅介護事業所とが、ご本人の状況について、上記の①、②の情報を共有。支援をはじめた居宅介護事業所から、ご本人が日常的な会話をかわすことができることから、「本当はわかっているくせに、気まぐれで行動しないで困っている」という声が上がったが、これまでの支援の中でご本人の状態を見立てられている基幹相談支援センターの相談支援専門員から、話ができても内容が伴っていない感覚性失語に関する説明と、これまでやってきたことをその通りにならできるが少しでも変われば混乱してしまうことや気まぐれではなく遂行機能障がいによるものであることを説明し、そのような場面でどのような配慮をすべきかについて居宅介護事業所と指定特定相談事業所の相談支援専門員に助言をした。＜④「配慮してほしいこと」「生活の大変さ指標」を活用＞  　助言を受けた居宅介護事業所が、配慮すべき事項に沿い支援をする中で、徐々にご本人との関係がうまく取れるようになってきている。 |

　コラム　～お父さんの初めての工賃～

　Aさんは、働き盛りの４０代で脳血管障がいにより高次脳機能障がいに。下肢に残るマヒにより杖歩行は短時間でないと難しく、記憶障がいと遂行機能障がいにより、もとの仕事には戻れず、現在は、就労継続支援B型の事業所に週５日通っている。

　自宅で、妻と２人の子ども（小学５年生と小学２年生）と暮らしており、妻が働きにでて一家の家計を支え、家に帰れば家事と子どもの世話を一手に引き受けてくれている。

　現在の収入は、Aさんが働いていたころの収入から見るとガタンと減り、本音を言うと家計は火の車、就労継続支援B型に通うための費用だって、妻の収入から出ていると思うと、Aさんは妻に正直に気持ちを伝えられないけれど、内心本当に申し訳ないと思っている。

　Aさんの妻も、これまでの生活が激変し、まさか自分が働きにでるなんてと思っていたが、これも家族のためだと思い、また、だれもいない自宅に夫を一人でおいておくのも心配で、日中にどこか夫の様子をみていてほしいと思い、相談した市から就労継続支援事業所のことを聞き、二人で見学に行った。そちらでは、夫と同じ高次脳機能障がいの方が通われていて、長い方では１０年以上も通われているとのこと。色々な作業をされている様子を見て、夫も興味を持ったようだったので、その事業所への通所を決めた。

　Aさんは、その事業所で牛乳パックの紙漉きの作業を何とか覚えようと一つ一つの工程をメモを取りながら確認し、一生懸命取り組まれていた。

　そして、初めての工賃の支給日。Aさんは封筒に入った１万円を大事に自宅に持ち帰り、妻に渡した。妻も工賃がでるとは思っていなかったので、とても喜んでくれた。

次の土曜日、夕食時に妻は夫と子どもを誘い、家族みんなで近くのファミリーレストランに。外食なんて本当に久しぶりで、はしゃく子どもたちに、Aさんの妻は、「今日は、お父さんが一生懸命働いてもらってきてくれたお金で、このごはんを食べるんだよ。みんな、お父さんにありがとうって言ってね」と伝えた。

「ありがとう、おとうさん！」という子どもの顔をみて、Aさんはうれしそうに微笑み、心の中で、妻と子供たちに「ありがとう」とつぶやいた。